

### 第 3 4 号議案

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治 2 9 年法律第 8 9

号) 第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下この条において同じ。)を加え、同項中「除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは)を「除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは)に改め、「深夜に」の前に「第 1 項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」)を「第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」)に改める。

第 1 1 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間」を「指定期間」に改める。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

第3条 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第8条の2第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である

職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

（亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年亀岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

（亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、連続する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例案要綱

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。

- 1 3回を上限として介護休暇を分割して取得可能とすること。
- 2 連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができること。
- 3 関係条例の改正及びその他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 5 この条例は、平成29年1月1日から施行すること。